

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

## ミニ特集「中国特許実務」の企画にあたって

会誌広報委員会\*

中国は、2008年北京オリンピック、2010年上海万博の開催が予定され、経済面の躍進は著しいものがあります。この経済面での躍進、隣国であることなどから日本企業の中国への関心は非常に高まっています。特許庁編特許行政年次報告書2006年版を見ますと、日本から中国への出願件数の増加が著しく、2005年には4,437件に達しています。今後、中国との経済的な交流は益々盛んになり、中国の知的財産保護の実態把握の必要性は非常に高まってくると思われます。

一方、中国は、2001年のWTO（世界貿易機関）加盟以来、知的財産権の保護を国際公約に掲げ、TRIPs協定を遵守するために、法整備を急速に進めています。この急速な法整備のため、中国での知的財産保護の実態を把握できていないのが実情ではないでしょうか。

このような状況の中、中国では、2006年7月1日に改正審査基準が施行されました。この機会に、中国現地発明の取り扱いに始まり、登録するまでの一連の実務的な留意点、登録された特許に対する無効審判の実務について一通りの理解が可能になるようにと、ミニ特集を企画してみました。

ミニ特集「中国特許実務」の内容を掲載順に簡単に紹介します。

### ①「中国における現地発明の取り扱い」

中国現地発明の取り扱いについて、各企業のアンケート及びヒアリングをもとに現状を浮き彫りにし、その現状に対する実務的な対策を論じております。

### ②「中国特許審査基準の改訂要点」

今後の出願実務に影響をもたらす2006年に施行された改正審査基準について、実務上重要と思われる改正の要点及びその留意点を論じております。

### ③「バイオ化学分野における中国特許審査基準の主な改正及び実務上の留意点」

2006年に施行された改正基準について、バイオ化学分野に特化して、実務上重要と思われる改正の要点及びその留意点を論じております。

### ④「中国における特許無効審判」

無効審判制度について、最新の制度の実態及びその留意点について論じております。

中国関連のミニ特集は、1997年8月号、2002年8月号、今回とほぼ5年周期で企画されています。今回企画するにあたり前回の中国ミニ特集を意識したわけではありませんが、5年周期に企画されていることがわかり、今回の「中国特許実務」企画も偶然ではなく、必然的な企画であったのではと感じております。執筆者の皆さんは、中国特許実務に造詣の深い方々です。ぜひとも今後の実務の参考としていただきたいと思います。

\* Publication and Public Affairs Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

最後に、本ミニ特集企画の趣旨にご賛同いただき、ご多忙中にもかかわらず執筆していただいた執筆者各位、並びに、企画の進行にあたり種々のアドバイス、ご尽力、ご協力をいただいた各方面の方々に、篤く御礼申し上げます。

